

はんだシティマラソン協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はんだシティマラソン（以下「大会」という。）における協賛の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協賛 協賛者が、はんだシティマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 協賛物品の提供
 - イ 協賛金の提供
- (2) 協賛者 大会の趣旨に賛同する企業その他の団体又は個人をいう。
- (3) 特別協賛者 前2項で5万円以上協賛金を提供した企業その他の団体又は個人をいう。
- (4) 協賛金 協賛者から実行委員会に対し、大会運営を支援するために提供された金銭をいう。
- (5) 協賛物品 協賛者から実行委員会に対し、大会運営を支援するために提供又は貸与された、参加者に配布する副賞、大会の歓迎装飾に係る用具その他の実行委員会が必要とする物品をいう。

(目的)

第3条 協賛の募集・受付は、協賛者から、協賛金又は協賛物品を募ることにより、大会の周知・啓発、企業等の協働・参画による市民、関係団体、企業等が一体となって支える大会の推進、大会事業費の効率化等を図ることで、大会運営を更に充実し、魅力あふれる大会とすることを目的として実施する。

(協賛募集期間)

第4条 協賛の募集及び終了は、はんだシティマラソン事務局（以下「事務局」という。）の「協賛企業等募集の案内について」、「個人協賛募集の案内について」（以下「協賛案内」という。）案内に掲載した日とする。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、応募状況に応じて募集期間を延長することができるものとする。

(協賛の申込等)

第5条 協賛を行おうとする者は、「はんだシティマラソン協賛申込書」（別紙第1号様式）（別紙第2号様式）（以下「申込書」という。）を実行委員会宛て提出するものとする。また、第8条第1項による協賛物品への名称等の掲載又は第9条第1項による協賛者への特典のうち、別表第1の特典で広告掲載に関すること（以下「広告掲載権」という。）において広告の掲載等（以下「広告掲載等」という。）を求めるときは、掲載する広告等の内容を添付するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の申込書の提出があったときは、当該申込みを行った者（以下「申込者」という。）が第11条に定める申込者に関する基準を満たしていること、並びに当該申込者が広告掲載等を求めた場合は、その内容及び表現が、第12条に定める広告等の内容に関する基準及び第13条に定める広告等の表現に関する基準を満たしていることを確認する。
- 3 実行委員会は、前項の確認により、申込者及びその申込内容に問題がないと認めるときは、申込者に対し、「はんだシティマラソン協賛決定通知書」（別紙第3号様式）を交付するものとする。
- 4 実行委員会は、第2項の場合において、申込者が第11条に定める申込者に関する基準を満たしていないと認めるときは、申込者を協賛者とし、申込者に対し、「はんだシティマラソン協賛不受理決定通知書」（別記第4号様式）（以下「不受理決定通知書」という。）を交付するものとする。
- 5 実行委員会は、第2項の場合において、広告掲載等の内容及び表現が、第12条に定める広告等の内容に関する基準又は第13条に定める広告等の表現に関する基準を満たしていないと認めるときは、広告掲載等を認めないものとし、内容又は表現の修正、第8条第1項ただし書に定めるその他の方法による掲載又は掲載の取下げを求めるものとする。
- 6 実行委員会は、前項の場合において、申込者が実行委員会の求めに応じないときは、申込者を協賛者とし、申込者に対し、不受理決定通知書を交付するものとする。

（協賛申出書の不受理等）

第6条 実行委員会は、前条第4項及び第6項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対し、不受理決定通知書を交付するものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの、大会の品位を傷つけ又は正しい理解を妨げるおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等特定の主義・主張に係るものと認められるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) 半田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。
- (5) その他実行委員会が不相当と判断するもの

（協賛物品又は協賛金の受領等）

第7条 協賛物品の受領又は借受けは、実行委員会がその都度指定する場所及び方法により行うものとする。

- 2 協賛金の納付は、口座振替等により、実行委員会が指定する期日までに納付するものとする。

3 実行委員会は、前2項により協賛者から協賛物品又は協賛金を受領した場合、当該協賛者に対し、速やかに「協賛受領書」（別紙第5号様式）を交付するものとする。

（協賛物品への名称等の掲載）

第8条 協賛物品には、協賛者の意向により、協賛者の名称（商号、店舗名等）等を掲載することができる。ただし、協賛物品に直接掲載するのが適当でないと実行委員会が認める場合は、その他の方法により掲載するものとする。

2 掲載の方法、箇所、文字の大きさ等については、実行委員会の承認を得て行うものとする。

（協賛者に対する特典）

第9条 実行委員会は協賛者に対し、協賛内容に応じて、別表第1各号に定める特典を付与するものとする。ただし、実行委員会は、協賛者の過去の実績等を考慮した結果適当と認めるときは、協賛金額を減額することができる。

2 協賛者に対する特典に関し、前項及び別表第1に定めのない事項については、申出者と実行委員会の協議により、実行委員会が決定するものとする。

（事務処理）

第10条 第4条から前条までの各条により行う具体の事務処理は、はんだシティマラソン実行委員会会則第9条第2項に基づき事務局長が行うものとする。

（申込者に関する基準）

第11条 申込者となることができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けているもの
- (2) 反社会的な問題（法律・規範など社会のルールを侵して他人や社会に迷惑や損害を与えること）を起し、申込みの時点において、当該問題が解決していないと認められるもの
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において、指名停止等の措置を受けているもの
- (4) 租税その他の公課を滞納しているもの
- (5) 半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (6) 無資格・無許可・無届けなど、法律要件を満たしていないもの
- (7) 広告に係る事業に関し行政機関の監督、指導を受け、それに従わないもの
- (8) 無差別に電話勧誘する販売方法を専業としているもの
- (9) 官公庁や他企業などと誤認されるおそれのある名称を使用しているもの
- (10) 登記されていないのに法人名称を名のったり、他人名義で広告するもの
- (11) 活動実態のないペーパーカンパニー

- (12) その他関係法令に違反しているもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか実行委員会が不相当と認めるもの
(広告等の内容に関する基準)

第12条 広告等の掲載等については、その内容が、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

- (1) 広告主の正式名称、所在地、電話番号が明示され（携帯電話、PHSのみの明示は認めないものとする。）、責任の所在が明確になっていること。
- (2) 広告の内容は、目的が明瞭でわかりやすい情報を正確に伝えるものであること。
- (3) 知的財産権、肖像権等を使用する場合、その使用方法等が適正であること。
- (4) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- (5) 自己又は自己の製品、サービスと他者又は他者の製品、サービスを比較する表現を用いる場合、具体的事実に基づく客観的根拠を明示すること（個人の感想などは認められない。）。
- (6) 無料参加、体験型広告で、実費等の費用がかかる場合は、その金額を明示すること。
- (7) 名刺広告（個人の名称、所在地、連絡先のみの周知を目的とするもの並びに年賀、慶弔、時候その他これに類する挨拶を目的とするもの）ではないこと。
- (8) 別表第2に定める業種別の基準に違反していないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか別に実行委員会が定める基準に違反していないこと。
(広告等の表現に関する基準)

第13条 広告等の掲載等については、その表現が次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。

- (1) 個人又は団体の主義主張に関する表現（自らの主義主張を表現せず、一方的に回答を要求するもの（公開質問状の類）を含む。）
- (2) 他者を誹謗、中傷又は排斥するなど、人権を侵害し、差別を助長する又は名誉を毀損するおそれがある表現
- (3) 次に掲げる表現その他の虚偽の表現又は虚偽と誤認されるおそれがある表現
 - ア 広告媒体と紛らわしい体裁・表現で広告であることが不明確な表現
 - イ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとする表現
 - エ 取引等に関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現
- (4) 非科学的な表現又は迷信に基づく表現で、人を惑わせ、又は不安を与えるおそれがある表現

- (5) いたずらに射幸心や購買心をあおる表現
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある表現
- (7) 国、地方公共団体及びその他の公共機関が推奨する商品又はサービスであると誤認されるおそれがある表現
- (8) 宗教性又は政治性のある表現（初詣、節分、七五三、クリスマスなど、習俗的な行事として広く受け入れられているものを除く。）
- (9) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当し又は該当するおそれがある表現
- (10) 次に掲げる法律の規定その他の広告に関する法令等に違反し、若しくは違反を誘発し、又はそれらのおそれがある表現
 - ア 不当景品及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項
 - イ 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項
 - ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第12条4
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5から7まで
 - オ 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2
 - カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の9の1から5まで
 - キ 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から68条まで
 - ク 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第64条
 - ケ 医薬品等適正広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）
 - コ 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条
 - サ 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条
 - シ 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2. 3
 - ス 食品衛生法（昭和22年法律第101号）第20条
 - セ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条、第66条の10 旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7から8まで、第13条、第14条の3
 - タ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第42条
- (11) 実行委員会による大会運営を妨げる表現又はそのおそれがある表現
- (12) 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のない表現
- (13) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- (14) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (15) わいせつ性を連想又は想起させる表現
- (16) 人体、精神又は教育に有害な表現
- (17) 具体的事実に基づく客観的根拠を明示せず、自己又は提供する商品若しくはサービスの優位性や絶対性を主張する表現
- (18) 前各号に掲げるもののほか実行委員会が不適當と認める表現
（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は実行委員会が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成30年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

別表第1号 (第5条 第9条関係)

	協賛特典	内容
1	企業団体名広告掲載	1万円 プログラム広告(3分の1サイズ) 5万円 プログラム広告(3分の1サイズ)、パンフレット広告、ポスター広告 10万円以上 プログラム広告(フルサイズ・A4)、パンフレット広告、ポスター広告、大会公式ホームページバナー広告 物品 プログラム広告(フルサイズ・A4)、パンフレット広告、ポスター広告、大会公式ホームページバナー広告
2	のぼり旗・バナー広告設置	1万円 のぼり旗の設置(20枚まで) 5万円 のぼり旗の設置(20枚まで)、バナー広告の設置(1枚まで) 10万円以上 のぼり旗の設置(20枚まで)、バナーの設置(1枚まで)、ブースの設置(1区画まで)
3	チラシ・クーポン設置・封入	1万円 クーポン封入(1種類・A4の3分の1サイズまで) 5万円 クーポン封入(1種類・A4の3分の1サイズまで)、チラシ設置(1種類・A4) 10万円以上 チラシ設置(1種類・A4)、クーポン封入(1種類・A4)、チラシ封入(1種類・A4)
4	企業団体名応援グッズ掲載	20万円 応援グッズ広告、プログラム広告(フルサイズ・A4)、パンフレット広告、ポスター広告、大会公式ホームページバナー広告
5	企業団体名ゼッケン掲載	50万円 ゼッケン広告、プログラム広告(フルサイズ・A4)、パンフレット広告、ポスター

		<p>広告、大会公式ホームページバナー広告、出店（1店舗まで）、のぼり旗の設置（20枚まで）、バナーの設置（1枚まで）チラシ設置（1種類・A4）、クーポン封入（1種類・A4）、チラシ封入（1種類（1種類・A4））</p> <p>（内訳）</p> <p>25万円 マラソン部門</p> <p>25万円 ジョギング部門</p>
6	企業団体名大会冠	<p>100万円 大会冠、プログラム広告（フルサイズ・A4）、パンフレット広告、ポスター広告、大会公式ホームページバナー広告、出店（1店舗まで）、のぼり旗の設置（20枚まで）、バナーの設置（1枚まで）チラシ設置（1種類・A4）、クーポン封入（1種類・A4）、チラシ封入（1種類（1種類・A4））</p>
7	はんだシティマラソン FAN（個人協賛）	<p>1万円 応援メッセージ掲示、大会限定品</p>

別表第2号（第12条関係）

	業種	基準
1	ギャンブル	<p>(1) 公営ギャンブルに係るものであっても、オッズ、配当金・当たり券予想、攻略法を紹介する広告は掲載しない。</p>
2	金融商品	<p>(1) 将来の利益が確実であること又は保障されていることを誤認させる表現を用いてはならない。</p> <p>(2) 利益について記載する場合には、予測に基づくものである旨を明示すること。</p> <p>(3) 元本保証がないなどのリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。</p>
3	教育関連	<p>(1) 海外留学の主催・あっせんを行う業者を広告主とする場合、留学先の養育機関と連携しているなど実態が明確で、かつ旅行業法に抵触しないものに限る（旅行業者が主催する海外留学は、旅行広告扱いとなる。）。</p> <p>(2) 学習塾、家庭教師派遣等、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で定められている役務の提供業者は、契約に関わる概要書面と契約書面を契約者に交付又は開示している業者に限る。</p>

		<p>(3) 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示する。</p> <p>(4) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いた事業は、その実態、内容、施設が不明瞭なものは掲載しない。</p> <p>(5) 外国大学の日本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明示する。</p> <p>(6) 資格講座の広告において、それが民間資格である場合には、その旨と資格を発行する団体名を明示する。</p> <p>(7) 資格講座の広告において、国家資格における国家試験など、講座の受講だけで資格取得ができない場合には、その旨を明示する。</p> <p>(8) 商品及び材料の売付けや資金集めを目的としている広告は掲載しない。</p> <p>(9) 授業料、受講費等が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。</p>
4	販売関連	(1) 通信販売については、会社概要、カタログ等を提出させ、その内容に照らして判断する。
5	人材派遣業	(1) 厚生労働大臣の許可又は届出の番号を明示すること
6	求人広告	<p>(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等の関連法規を順守しなければならない。</p> <p>(2) 労働基準監督署長の許可を受けた企業を除き、年少者（満15歳未満）の者を求人する広告は扱わない。</p> <p>(3) 求人を装い、実際は出資者、出資金の募集や商品売りつけること や生徒募集などが目的のものは扱わない。</p> <p>(4) 広告主が職業紹介事業者である場合、厚生労働大臣許可事業者であること。</p> <p>(5) タレント、モデル、劇団員等を求人する広告の、その内容が求人なのか養成所、教室の生徒募集なのかが不明瞭なものは扱わない。</p>
7	アルコール飲料	(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明示すること。
8	医療関係	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5から第6条の7までに規定する広告できる事項の範囲内で表示すること。</p> <p>(2) 医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告</p>

		<p>し得る事項及び広告適正化のための指導等に関する指針等の規定に違反していないこと。</p> <p>(3) 電磁的記録にリンクを設定する場合、リンク先のウェブページの内容は、医療法により規制を受ける広告にあたらなため、前号の規定は適用しない。</p>
9	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条に規定する広告できる事項以外は表示しないこと。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は表示しないこと。</p>
10	薬品	<p>(1) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条までの規定及び医薬品等適正広告基準その他関係規程に反しないこと。</p> <p>(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。</p> <p>(3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当部署において、広告内容が適法・適正であることについての了解を得ること。</p>
11	獣医師 動物病院	<p>(1) 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条の規定により広告できる事項であること。</p>
12	健康食品	<p>(1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 32 条の 2、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条その他関係規程に反しないこと。</p> <p>(2) 広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。</p> <p>(3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当部署及び食品担当部署において、広告内容が適法・適正であることについての了解を得ること</p>
13	エステティック	<p>(1) 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）等の関連法令に抵触するサービスを行っていないこと。</p> <p>(2) 日本エステティック振興協議会を構成しているいずれかの業界団体に加入していること。</p>
14	高齢者福祉サービス	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別して表示すること。</p> <p>(2) 介護老人保健施設については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条に定める広告制限に違反しないこと。</p>

		<p>(3) 高齢者向け入居施設については、公的施設のほか、地方公共団体の指定、認定を受けている施設であること。また、介護や食事サービスなど生活支援サービスが付いていない施設については、介護サービスではなく、一般の不動産として扱う。</p> <p>(4) 有料老人ホームについては、厚生労働省指針に基づく事項を広告中に明示すること。</p> <p>(5) グループホームについては、前号の規定を準用する。</p> <p>(6) サービス付き高齢者向け住宅については、介護施設・有料老人ホームと誤認を与える表示は行わない。また、経営主体が医療機関であっても、医療又は病院のPRとなる内容は表示しない。</p>
1 5	不動産	<p>(1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、不動産の表示に関する公正競争規約（平成 15 年 1 月 14 日公正取引委員会告示第 2 号）その他の関連規定を順守すること。</p> <p>(2) 広告主（不動産事業者）の名称、所在地、許認可番号等を明記すること。</p> <p>(3) 不動産の売買又は賃貸の広告については、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。</p> <p>(4) 不動産の表示に関する公正競争取引規約及び同規約による表示規制に従うこと。</p> <p>(5) 新築共同住宅の売買の広告には、新築工事を請け負った建設業者名を明記すること。また、建設業法第 22 条第 3 項の規定により、一括請負をした場合は、実際に施工した建設業者名も明記すること。</p>
1 6	ウィークリーマンション等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p>
1 7	書籍、DVD、テレビゲーム、映画、興業等	<p>(1) 広告だけでなく、商品の表現がこの要綱第 13 条各号に該当しないことを条件とする。</p> <p>(2) 書籍、DVD等については市販を、映画、興業等については一般公開を行っている、又は行う予定であることを条件とする。</p> <p>(3) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみ誇張した表現等は使用しないこと。</p> <p>(4) 年齢制限など一部規制を受けるものは、その旨を明示すること。</p>
1 8	墓地等	<p>(1) 都道府県知事又は市区町村長の許可を取得し、許可年月日、</p>

		許可番号及び経営者名を明示すること。
19	弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等	(1) 監督団体等の定める広告規制に基づいたものであること。 (2) 弁護士については所属する弁護士会の名称などの所属する監督団体を明示すること。 (3) 債務整理のみに関する広告は扱わない。
20	旅行業	(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第5条第1項第2号に規定する登録番号、所在地及び補償の内容を明示すること。ただし、補償については、広告に全て記載する必要はなく、詳細が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。
21	古物商、リサイクルショップ	(1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物商許可番号を明示すること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する市区町村長の許可を得ていない者は、廃棄物を処理できる旨の表示はしないこと。
22	募金等	(1) 募金等に関する広告は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第114条の規定による認可その他厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることとし、広告内にその旨を明示すること。
23	トランクルーム等	(1) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条に基づく国土交通大臣による優良トランクルームの認定を受けている者のみ取り扱う。広告内にはその旨を明示すること。
24	自動車販売広告	(1) 自動車公正取引協議会の定める自動車公正競争規約に基づく適正な表示を行うこと。 (2) 販売価格を表示する際には、当該表示価格に、保険料、税金（消費税を除く。）、登録諸費用が含まれていないことを明記すること。
25	害虫駆除	(1) 事前に会社概要書、サービス内容説明書、料金表等の提出を求め、その内容により判断する。
26	チケット搭載販売	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。